

北海道における緊急事態措置（確定）

国による緊急事態措置区域の追加を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

なお、全道を緊急事態措置の対象とし、特定措置区域については、より一層の強い対策を行う。

対象区域

対象期間 令和3年5月16日（日）～5月31日（月）

特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

措置区域 特定措置区域以外の市町村（根室市）

措置区域～要請・協力依頼内容

（協力要請は、特措法第24条第9項）

対象	区分	内容
道民及び滞在者	《外出の際》	<ul style="list-style-type: none"> ◆不要不急の外出や移動を控える。特に20時以降の外出を控える。加えて、特に日中・週末の外出を控える。 ◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える。
	《飲食の際》	<ul style="list-style-type: none"> ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える。 ◆黙食を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用） ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
飲食店等	《対象期間》 5月16日（日）～ 5月31日（月）	<p>【飲食店】 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）</p> <p>【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で食品衛生法許可有</p> <p>【結婚式場】 酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法許可有</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆営業時間は、5時から20時まで ◆酒類の提供は、11時から19時まで ◆業種別ガイドラインを遵守する <p>※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給（調整中）</p>
イベントの開催	《対象期間》 5月16日（日）～ 5月31日（月）	<p>【人数制限】 人数上限 5,000人</p> <p>【収容率】 《100%以内》 大声での歓声・声援等がないこと。 《50%以内》 大声での歓声・声援が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆酒類提供は19時まで（持ち込み含む） ◆営業時間は21時まで（無観客で開催される場合を除く） ◆全国的な移動を伴うイベントや参加者が1000人超の場合、道と相談
事業者への要請 協力依頼	《対象期間》 5月16日（日）～ 5月31日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ◆職場への出勤について、在宅勤務の活用や休暇取得の促進等により出勤者数7割削減を目指す（協力依頼） ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（協力依頼） ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（協力依頼） ◆休憩場所や食事場所等、職場での感染リスクが高い場所を再点検。 ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて20時以降、夜間消灯する（協力依頼） ◆1000㎡超の集客施設については、営業時間の短縮や酒類提供及びカラオケ設備の使用自粛について検討。
学校	《対象期間》 5月16日（日）～ 5月31日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生管理マニュアル（R3.4.28改訂）に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。 ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を中止、延期、縮小する。 ◆部活動について、学校が必要と判断する場合を除き、原則休止。
公立施設	同上	<ul style="list-style-type: none"> ◆道立施設は、原則休館とする。 ◆その他の公立施設は、感染状況や施設の目的を踏まえて休館検討

※【飲食店等に対する協力金の国の基準額】

中小企業：1日あたり売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円